

発達障がい者支援センター臨時職員（相談員）募集案内

平成30年5月2日

愛媛県発達障がい者支援センターに勤務する臨時職員を採用するために、次のとおり相談員の募集を行います。

1 募集区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

募集区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
相談員 臨時職員 〔地方公務員法 第22条第2項 の臨時職員〕	1人	発達障がい者支援センター	発達障がい者支援センターに勤務し、発達障がい児（者）等の相談支援又は発達支援等の業務に従事します。

2 応募資格

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者で、次に該当するもの。

募集区分	応募資格
相談員	特別支援学校教諭免許等を有する者又は採用までにその免許等を取得する見込みの者であって、障がい児（者）の相談援助に豊富な知識を有するもの
	心理判定等の経験若しくは社会福祉士の資格等を有する者又は採用までにその資格等を取得する見込みの者であって、障がい児（者）の発達支援に豊富な知識を有するもの
	保健師免許を有する者又は採用までにその免許を取得する見込みの者であって、障がい児（者）の発達支援に豊富な知識を有するもの

3 試験の方法

試験の方法	試験の内容
面接試験	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

4 試験の日時、場所

試験日及び試験実施場所の詳細については、申込み者に対して個別に通知します。

5 申込み

(1) 申込み期間 隨時申し込みを受け付けます。

(2) 申込み方法 市販の履歴書〔A4判又はA3判二つ折〕に必要事項を記入の上、応募資格を証する書類とともに、次の提出先のいずれかに提出してください。

提出先	提出先の住所及び電話番号	
愛媛県保健福祉部 生きがい推進局障がい福祉課	〒790-8570	松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2420
愛媛県立子ども療育センター 事務局	〒791-0212	東温市田窪2135番地 電話 089-955-5530

(3) 履歴書には、特別支援学校教諭免許、社会福祉士資格又は保健師資格等の取得日を必ず記載してください。

## 6 採用

この試験の合格者は、欠員の状況に応じて順次採用されます。

## 7 採用後の勤務条件

(1) 雇用期間 6か月。勤務成績が良好であれば更新があります。

(2) 勤務時間・休日

- 勤務時間は、原則1週38時間45分で、原則として月曜日から金曜日の8:30から17:15までです。

- 休日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）です。

(3) 給与等

- 学歴及び経験年数から基本給（日額）が決定されます。

- 特別支援学校教諭免許等を有する者は、大学卒者の場合9,580円～9,910円、短大卒者の場合8,310円～9,890円となります。

- 心理判定等の経験又は社会福祉士の資格等を有する者は、8,560円～8,880円になります。

- 保健師資格を有する者は、大学卒者の場合10,000円～10,270円、短大卒者の場合9,420円～10,120円となります。

- 諸手当は、期末手当のほか、該当者に通勤手当、超過勤務手当等が支給されます。

- 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。

注：これらの勤務条件は、改定されることがあります。

## 8 試験結果の開示

(1) この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示する内容	口頭により開示請求することができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
受験者本人	得点及び順位	合格発表の日から1か月	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

(2) 開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参の上、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ午後1時）から午後5時15分まで）に保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課に直接おいでください。

(3) 電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

## 9 問い合わせ先

受験手続その他については、愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課にお問い合わせください。  
〔電話 089-912-2420〕